

社 会 保 険

劳 務

士 試 験

2018年  
プレミアム答練

第2回

労働者災害補償保険法

平均点

| 回数  | 科目         | 選択式    | 択一式   |
|-----|------------|--------|-------|
| 第2回 | 労働者災害補償保険法 | 13.3 点 | 4.3 点 |

辰巳法律研究所

Tokyo・Yokohama・Nagoya・Kyoto・Osaka・Fukuoka・Okayama

## 択一式 総評

全問を通しての平均点は5点に届かず、正答率が6割を超えたのは10問中2問に留まった。正答率が5割を下回った問題が7問もあり、基礎固めができていないことがうかがえる。答練の復習を丁寧に行い、各項目の理解を深めることで基礎固めを進めてほしい。

個別の問題をみると、まず問1については、総則に関する問題であり、正答率は5割を下回った。肢別解答率をみると、ほとんど絞りきれなかった人が多かったことがうかがえる。やや細かい論点の問題もあるが、合格レベルにいる受験生は正解するので、間違えてしまった人は解説に載せてある表などを使いながら丁寧に復習しよう。

問2は業務災害及び通勤災害に係る認定基準に関する問題であり、正答率が約7割までのびた。認定基準については過去にも繰り返し出題されているので、正解した人も時間を掛けて復習しておこう。テキストに載っている通達は、一通り理解しておくことが不可欠である。

問3は通勤災害に関する問題であり、正答率は5割に届かなかった。BとCで迷った人も少なくなかったようであるが、確かにやや難易度の高い問題と言える。ただし、通勤災害は過去にも繰り返し出題されているので、細かい通達も含め、テキストや解説で確実に復習しておこう。

問4は労災保険法の広い範囲からの出題であったが、この問題も正答率は5割に届かなかった。Eを選んで間違えている人が3割以上いるが、この問題は典型的なひっかけ問題といえる。問題文がやや長く、細かいところまで注意深く読むことは楽ではないが、丁寧に問題を解くことを心がけてほしい。本試験では、答練よりはるかに長い時間、集中し続ける必要がある。本番に向け、集中して問題を解く力を養っていこう。

問5も労災保険法の広い範囲から出題されたが、正答率は6割を超えている。誤っているもの選びの問題で、正解肢であるCの難易度が比較的低かったために正解できた人もいるはずである。すべての問題に目を通し、理解していない論点がないかチェックしておくこと。

問6も労災保険法全般の問題であり、正答率は5割に留まった。約3割の人がCを選んでいますが、「限られる」という言葉に惑わされたであろうか。断定的な

表現が出てきた場合、誤りではないかと決めつけたくなるが冷静に判断してほしい。問題文が言っていることが掴みにくい問題でもあるが、内容自体は基本レベルの問題であり、失点は命取りになりかねない。どうして間違えてしまったのか、しっかりと復習しておくこと。

問7は保険給付に関する問題であり、正答率は3割を下回った。正解肢であるAは難易度が低くないが、6割以上の人が選んで間違えているBは基本レベルである。A以外の誤りを正確に判断して、正解にたどり着いてほしかった。

問8は給付通則等からの出題であり、正答率は5割に届かなかった。やや難しい問題であったが、もう少し正答率が伸びることを期待していた。どのように考えて間違えてしまったのか、丁寧に復習し理解を深めておくこと。

問9は社会復帰促進等事業からの出題であり、正答率は約1割に留まった。5割以上の人がDを選んで間違えているが、テキストにも書かれている基本的な内容である。なかなか丁寧な学習を積み上げるのが難しい分野ではあるが、テキスト等を使って復習しておくこと。今回間違えてしまっても復習をきちんと行うことで知識を定着させることができる。時間や労力がかかり、どうしても手を抜きがちになってしまうが、気力を振り絞って復習しておくこと。

問10は特別加入からの出題であり、正答率は約3割であった。細かい論点からの出題もあり、やや難しい問題であったが、言い換えると差が付きやすい問題である。どのように考えて間違えてしまったのかを思い出しながら復習し、次回は得点できるように理解を深めておいてほしい。

最後に労災保険法の択一式全体に対してだが、労災保険法は条文数が少なく、過去に出た問題が繰り返し出題されることが多いので、過去問をしっかりと解いておくことが重要である。分野別にいうと保険給付については、特別支給金も含めて、支給要件、支給額、支給停止、失権を中心に基本事項を押えておくことが重要である。あとは、頻出項目である業務災害と通勤災害を過去問で確認しておくこと。その上で問題演習を繰り返せば、今からでも飛躍的に得点力が上がる。今回は点数が伸びなかった人も伸びしろが大きいので諦めずに頑張してほしい。肢別解答率をみてもあと一步と感ずる問題が多かった。もうすぐ壁を超えて点数が伸びるはずである。勝負はこれからだ。

## 選択式 総評

選択式については、問2のみ平均点が3点を超えていたが、問1、問3、問4問5は3点に届かなかった。やや難しい問題もあったので、3点を下回っても時期的には、まだ過度に心配する必要はないが、本試験までには全問題を3点以上は確保できる実力を身につけたい。選択式対策のポイントは、テキストで条文を読み込むことであるが、その際に「語句」や「数値」に注意を払う必要がある。条文の内容を理解していても正しい言葉や数値を選択できなければ得点にはならない。ただ漠然とテキストを読むのではなく、日ごろから選択式を意識してテキストを読み込んでおくこと。

個別の問題をみると、まず問1は目的条文と事業主からの費用徴収からの出題であった。いずれも頻出事項であり、平均点が伸びることを期待していたが、3点には届かなかった。今までも聞いていることであると思うが、目的条文での失点は命取りとなりかねない。合格レベルにいる人は目的条文ではほとんど失点しないため、間違えると差がつきやすく、いわゆる救済措置も行われにくい。特に主要科目の目的条文は選択肢がなくても答えられるくらいに読み込んでいくことが求められる。今回はCとDがやや難しいため、A、Bは確実に得点しておかないと基準点に届きにくく、このレベルでは救済措置は見込めないので、他の科目がどんなによくても不合格となってしまう。今回、A、Bで間違えてしまった人は改めて選択式の怖さを実感し、気を引き締めて学習を続けてほしい。

問2は介護補償給付に関する問題であり、平均点は3点を上回った。短い問題文に空欄がひしめき合う問題であったが、冷静に解くことができたようである。間違えてしまったところはテキスト等で確認しておくこと。

問3は認定基準と特別加入制度からの出題であったが、平均点は3点に届かなかった。Bは難しい問題であるが、「①判断能力」を選んで間違えている人が7割を超えている。Bの前に「あるいは」という接続詞があり、著しく阻害されている事柄が並列で書かれていることからBに入るのは「正常の認識」や「行為選択能力」と同じような語句と考えられる。このように考えると、「①判断能力」より「④精神的抑制力」の方が適切であると判断できる。出題された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」は、目を通しておいてほしい内容であるが、それでも細かいところまで覚えることは不可能である。よって、今回のよう

に前後の文章を注意深く読み、選択肢を比べながら粘り強く解く力をつけてほしい。選択式は「覚えていなければ解けない」というものばかりではない。覚えていなくても諦めずに粘っていくこと。

問4は保険給付からの出題であり、この問題も平均点は3点に届かなかった。AとCは基本的な内容なので、まずはこの2問で絶対に失点しないことが重要である。ここで失点してしまった人は丁寧に復習しておくこと。また、Dにおいて「⑨生活習慣」を選んでいる人が4割以上もいることが気になる。労災保険法の給付であるので、生活習慣はあり得ないと判断してほしい。注意深く問題を解くように。

問5は判例からの出題であり、平均点は1点台まで落ち込んだ。近年の社労士試験全体の傾向からすると判例対策は十分に行っておく必要がある。問題文が長く、読みなれない言い回しなどもあり難しく感じた人も多かったと思われるが、トレーニングだと思ってしっかり取り組んでほしい。この判例を覚えている人はいないであろうから、すべての空欄を前後の文章と選択肢から推測するしかない。けっして集中力を切らすことなく、1問1問に全力で、粘り強く解答する癖をつけておくこと。また、解説に載っている通り、判例独特な言い回しは覚えておくことよいだろう。

最後に今後の対策を確認しておきたい。労災保険法の選択式の傾向をいうと、保険給付を中心に出题されるが、他の科目と重複していない分野からの出題が目立つ。たとえば、通勤災害、給付の調整、費用徴収、特別加入等である。さらに最近では、社会背景も手伝い業務上傷病の範囲や通勤災害の範囲に関して事例問題も出題されている。これらの傾向を踏まえ、繰り返しになるが基本条文等の読み込みを再度徹底しておくことが重要である。今回の答練では、選択式特有の解き方を習得するのに適した問題も多く出題している。「正解した」「間違えてしまった」という結果だけでなく、どのように解けばいいか、何に気をつけるべきかをよく理解して、今後の学習に役立ててほしい。

択一式も選択式も思うように得点を伸ばせなかった人もいるはずである。気分が落ち込むかもしれないが、答練は高得点を取ることが目的ではなく、弱点を知り、克服することが大切である。今回の答練で得点を伸ばせなかった人も勝負はこれからである。まだまだ点は伸びるので、地道に学習を継続していただきたい。

# 択一式 正答率 & 得点状況

\*点数配分:1問1点で10点満点

| 問題  | 正答率 | ○or× |
|-----|-----|------|
| 問1  | 43% |      |
| 問2  | 68% |      |
| 問3  | 46% |      |
| 問4  | 43% |      |
| 問5  | 64% |      |
| 問6  | 50% |      |
| 問7  | 25% |      |
| 問8  | 46% |      |
| 問9  | 11% |      |
| 問10 | 32% |      |

### ☆最優先補強箇所 (正答率60%以上の問題)

以下の問題の中で正解できなかった問題に×を付け重点的に復習

|    |    |  |  |
|----|----|--|--|
|    | 問2 |  |  |
| 問5 |    |  |  |
|    |    |  |  |

### ☆次順位補強箇所 (正答率40%~59%の問題)

以下の問題の中で正解できなかった問題に×を付け重点的に復習

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 問1 |    | 問3 | 問4 |
|    | 問6 |    | 問8 |
|    |    |    |    |

- 正答率60%以上
- 正答率40%以上60%未満
- 正答率40%未満

受講者平均点

**4.3** 点

あなたの得点

 点

### 択一式 得点分布集計

|             | 総得点  | 割合    | 割合累計   | あなたの<br>ポジション<br>ニング |
|-------------|------|-------|--------|----------------------|
| <b>Sランク</b> | 7点以上 | 7.1%  | 7.1%   |                      |
|             | 6点   | 28.6% | 35.7%  |                      |
| <b>Aランク</b> | 5点   | 10.7% | 46.4%  |                      |
| <b>Bランク</b> | 4点   | 10.7% | 57.1%  |                      |
| <b>Cランク</b> | 3点   | 32.2% | 89.3%  |                      |
| <b>Dランク</b> | 2点以下 | 10.7% | 100.0% |                      |

最高得点

**8** 点

あなたの得点の欄に○をつける ↑↑

# 選択式

# 正答率 & 得点状況

\*点数配分:1選択肢1点=各問5点、全部で25点満点

|    | A   |      | B   |      | C   |      | D   |      | E   |      | 受講者平均点 | あなたの得点 |
|----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|--------|--------|
|    | 正答率 | Oor× | 正答率 | Oor× | 正答率 | Oor× | 正答率 | Oor× | 正答率 | Oor× |        |        |
| 問1 | 54% |      | 71% |      | 29% |      | 36% |      | 79% |      | 2.7 点  | 点      |
| 問2 | 86% |      | 82% |      | 71% |      | 50% |      | 61% |      | 3.5 点  | 点      |
| 問3 | 64% |      | 14% |      | 82% |      | 75% |      | 46% |      | 2.8 点  | 点      |
| 問4 | 75% |      | 50% |      | 68% |      | 39% |      | 50% |      | 2.8 点  | 点      |
| 問5 | 32% |      | 18% |      | 14% |      | 39% |      | 43% |      | 1.5 点  | 点      |

正答率60%以上  
受講者平均点3.3点以上

正答率40%以上60%未満  
受講者平均点2.8点以上3.3点未満

正答率40%未満  
受講者平均点2.8点未満

受講者平均総得点

**13.3** 点

あなたの総得点

点

## 選択式 得点分布集計

|             | 総得点    | 割合    | 割合累計   | あなたの<br>ポジション<br>ニング |
|-------------|--------|-------|--------|----------------------|
| <b>Sランク</b> | 17点以上  | 14.3% | 14.3%  |                      |
| <b>Aランク</b> | 15～16点 | 25.0% | 39.3%  |                      |
| <b>Bランク</b> | 13～14点 | 21.4% | 60.7%  |                      |
| <b>Cランク</b> | 11～12点 | 21.4% | 82.1%  |                      |
| <b>Dランク</b> | 10点以下  | 27.9% | 100.0% |                      |

最高得点

**21** 点

あなたの得点の欄に○をつける ↑↑

## 選択式 チェック

プレミアム答練（労働者災害補償保険法）で取り上げた選択式の問題を以下に掲載しました。

A～Eの空欄で抜いた語句を  で囲んでいますが、間違いやすい選択肢を、 として  の後に列挙しています。

例えば、問1の空欄Bは、 B 安全及び衛生の確保 が正解ですが、 ~~B 社会復帰の促進~~ の選択肢を入れた方がいました。

逆に、 だけで、 がない箇所は、大半の方が正解できていたところであるといえます。

また、同じ空欄が数回、出てくるものについては、2箇所目以降の空欄を、 のように網掛けし、「間違いやすい選択肢」は省きました。

正しい選択肢を“認識”すると同時に、間違いやすい選択肢も“確認”し、再度、チェックしてみてください。

⇒ 正解

⇒ 不正解・・間違いやすい選択肢

〔問 1〕

- 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の  A 社会復帰の促進  ~~A 職場復帰の促進~~  ~~A 健康回復の促進~~、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の  B 安全及び衛生の確保  ~~B 社会復帰の促進~~ 等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 労働者災害補償保険法第31条第1項により、政府は、事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。ただし、当該徴収額には限度が設けられており、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度又は  C 船員法  ~~C 労働安全衛生法~~  ~~C 労働基準法施行規則~~  ~~C 船員保険法~~ の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度で、通勤



災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で徴収することとされている。

- 3 前記2の規定による徴収金の金額は、厚生労働省労働基準局長が保険給付に要した費用、保険給付の種類、労働保険徴収法第10条第2項第1号の一般保険料の納入状況その他の事情を考慮して定める基準に従い、

D 所轄都道府県労働局長

~~D 所轄労働基準監督署長~~

~~D 厚生労働大臣~~

が定めるものとする。

- 4 労働者災害補償保険法第12条の3第1項では、「偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と定められており、同条第2項では、「前項の場合において、事業主が

E 虚偽の報告又は証明

~~E 偽りの申告~~

をしたためその保険給付が行われたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。」旨定められている。

[問 2]

介護補償給付は、障害補償年金又は  A 傷病補償年金 を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、

B 常時又は随時

~~B 常時~~

介護を要する状態にあり、かつ、

B 常時又は随時

介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次の(1)～(3)に掲げる間を除く）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

- (1) 障害者総合支援法に規定する  C 障害者支援施設

~~C 自立支援施設~~

~~C 老人福祉施設~~

に入所している間（同法に規定する  D 生活介護  ~~D 生活保護~~  ~~D 施設介護~~ を受けている場合に限る）

- (2)  C 障害者支援施設 (  D 生活介護 を行うものに限る ) に準ずる施設として  E 厚生労働大臣

~~E 所轄都道府県労働局長~~

~~E 政府~~

が定めるものに入所している間

(3) 病院又は診療所に入院している間

〔問 3〕

1. 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について（平成13年12月12日付け基発第1063号）」によると、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。以下「脳・心臓疾患」という。）について、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態（以下「血管病変等」という。）が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至るものであるが、**A 業務による明らかな過重負荷**  
~~A 業務による明らかな疲労の蓄積~~  
~~A 過重労働による明らかな精神的負担~~ が加わることによって、血管病変等がその自然経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患が発症する場合があります、そのような経過をたどり発症した脳・心臓疾患は、その発症に当たって、業務が相対的に有力な原因であると判断し、業務に起因することの明らかな疾病として取り扱うとしている。同認定基準は、  
**A 業務による明らかな過重負荷** を「異常な出来事」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」に区分し、認定要件としている。
2. 「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」によると、自殺については、業務により心理的負荷によって精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合は、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる **B 精神的抑制力** ~~B 判断能力~~ ~~B 意思能力~~ が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認めるとされている。
3. 通勤による疾病の範囲は、**C 労働者災害補償保険法施行規則**  
~~C 労働者災害補償保険法~~ 第18条の4において「通勤による負傷に起因する疾病」「その他通勤に起因することの明らかな疾病」と規定されているが、具体的な疾病名については列挙されていない。
- 4 労災保険法においては、海外派遣者の特別加入制度が設けられている。具体的には、①日本国外の地域のうち開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業（**D 有期事業**）を除く。）を行う団体が、当該団体の業務の実施の

ため、当該開発途上にある地域において行われる事業に従事させるために派遣する者及び、②日本国内で事業（**D 有期事業**を除く。）を行う事業主が、日本国外の地域において行われる事業に従事させるために派遣する者（当該事業が**E 特定事業** ~~**E-特例対象事業**~~ ~~**E-特掲事業**~~ ~~**E-暫定任意適用事業**~~に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。）が、当該海外派遣者の特別加入の対象とされている。

なお、上記の「**E 特定事業**」とは、中小事業主等の特別加入における「厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業」をいう。したがって、派遣先の海外の事業が中小事業に該当するときは、当該事業に使用される労働者として派遣される者だけでなく、当該事業の代表者等として派遣される者についても、特別加入が認められる。なお、海外の事業が**E 特定事業**に該当しない場合には、「労働者」として派遣する者についてのみ特別加入が認められることになる。

〔問 4〕

- 1 療養補償給付たる療養の給付を受けようとする者は、所定の事項を記載した請求書を、**A 指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長** ~~**A 指定病院等を経由して都道府県労働局長**~~ に提出しなければならない。なお、当該請求書に記載すべき事項のうち、災害の原因及び発生状況については事業主の証明を受けなければならない。
- 2 遺族補償給付等に規定する労働者の死亡の当時  
**B その収入によって生計を維持していたこと**  
~~**B その者と生計を同じくしていたこと**~~  
~~**B その者によって扶養されていたこと**~~ の認定は、当該労働者との同居の事実の有無、当該労働者以外の扶養義務者の有無その他必要な事項を基礎として厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行う。
- 3 業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 **C 3年を経過した日** ~~**C 1年6か月を経過した日**~~ において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合には、労働基準法第19条第1項に規定する打切補償の適

用については、当該使用者は、それぞれ、当該 **C 3年を経過した日** 又は傷病補償年金を受けることとなった日において、同法第 81 条の規定により打切補償を支払ったものとみなされる。

- 4 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下、「一次健康診断」という。）において、血压検査、血液検査その他 **D 業務上の事由** ~~**D 生活習慣**~~ による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であって、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。
- 5 給付基礎日額は、労働基準法第 12 条の平均賃金に相当する額とする。この場合において、平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、業務上又は通勤による **E 負傷若しくは死亡の原因** ~~**E 負傷若しくは疾病の原因**~~ ~~**E 休業若しくは死亡の原因**~~ である事故が発生した日又は診断によって業務上又は通勤による疾病の発生が確定した日とする。

〔問 5〕

最高裁判所は、労働者が交通事故により死亡したことに関し、その妻が遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたが、労働基準監督署長から支給しない旨の決定を受けたため取消しを求めて訴えた事案について、次のように判示した。

労働者の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「災害」という。）が労働者災害補償保険法に基づく業務災害に関する保険給付の対象となるには、それが業務上の事由によるものであることを要するところ、そのための要件の一つとして、労働者が労働契約に基づき **A 事業主の支配下にある状態** ~~**A 相当因果関係**~~ ~~**A 業務との繋がり**~~ において当該災害が発生したことが必要であると解するのが相当である。

事実関係等によれば、本件事故は、社長に提出すべき期限が翌日に迫った本件資料の作成業務を本件歓送迎会の開始時刻後も本件工場で行っていた X が、当該業務を一時中断して本件歓送迎会に途中から参加した後、当該業務を再開するた

め本件会社の所有に係る本件車両を運転して本件工場に戻る際、併せて本件研修生らを送るため、本件研修生らを同乗させて本件アパートに向かう途上で発生したものであるところ、本件については、次の各点を指摘することができる。

ア Xが本件資料の作成業務の途中で本件歓送迎会に参加して再び本件工場に戻るようになったのは、本件会社の社長業務を代行していたZ部長から、本件歓送迎会への参加を個別に打診された際に、本件資料の提出期限が翌日に迫っていることを理由に断ったにもかかわらず、「今日が最後だから」などとして、本件歓送迎会に参加してほしい旨の強い意向を示される一方で、本件資料の提出期限を延期するなどの措置は執られず、むしろ本件歓送迎会の終了後には本件資料の作成業務にZ部長も加わる旨を伝えられたためであったというのである。そうすると、Xは、Z部長の上記意向等により本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ、その結果、本件歓送迎会の終了後に当該業務を再開するために本件工場に戻ることを余儀なくされたものというべきであり、このことは、本件会社からみると、Xに対し、職務上、上記の一連の行動をとることを要請していたものということができる。

イ そして、上記アの経過でXが途中参加した本件歓送迎会は、従業員7名の本件会社において、本件親会社の中国における子会社から本件会社の事業との関連で中国人研修生を定期的に受け入れるに当たり、本件会社の社長業務を代行していたZ部長の発案により、中国人研修生と従業員との親睦を図る目的で開催されてきたものであり、Z部長の意向により当時の従業員7名及び本件研修生らの全員が参加し、その費用が本件会社の経費から支払われ、特に本件研修生らについては、本件アパート及び本件飲食店間の送迎が本件会社の所有に係る自動車によって行われていたというのである。そうすると、本件歓送迎会は、研修の目的を達成するために本件会社において企画された行事の一環であると評価することができ、中国人研修生と従業員との親睦を図ることにより、本件会社及び本件親会社と上記子会社との関係の強化等に寄与するものであり、本件会社の B 事業活動に密接に関連 ~~B 事業活動の一環と~~ ~~B 業務命令と~~ して行われたものというべきである。

ウ また、Xは、本件資料の作成業務を再開するため本件車両を運転して本件工場に戻る際、併せて本件研修生らを本件アパートまで送っていたところ、もともと本件研修生らを本件アパートまで送ることは、本件歓送迎会の開催に当たり、Z部長により行われることが予定されていたものであり、本件工場と本件

アパートの位置関係に照らし、本件飲食店から本件工場へ戻る経路から大きく逸脱するものではないことにも鑑みれば、XがZ部長に代わってこれを行ったことは、本件会社から要請されていた **C 一連の行動の範囲内のもの**

**C 勤務時間中** **C 事業主の支配下にある状態**  
**C 業務命令と** **C 業務** であったとすることができる。

以上の諸事情を総合すれば、Xは、本件会社により、その

**B 事業活動に密接に関連** するものである本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ、本件工場における自己の業務を一時中断してこれに途中参加することになり、本件歓送迎会の終了後に当該業務を再開するため本件車両を運転して本件工場に戻るに当たり、併せてZ部長に代わり本件研修生らを本件アパートまで送っていた際に本件事故に遭ったものということができるから、本件歓送迎会が事業場外で開催され、アルコール飲料も供されたものであり、本件研修生らを本件アパートまで送ることがZ部長らの

**D 明示的な指示** **D 黙示** **D 発言** を受けてされたものとはうかがわれないこと等を考慮しても、Xは、本件事故の際、なお本件会社の支配下にあったというべきである。また、本件事故によるXの死亡と上記の運転行為との間に **E 相当因果関係** **E 業務との繋がり** の存在を肯定することができることも明らかである。

選択式 肢別解答率表

※ 網掛＝正解肢

|    | 正解 | 正答率<br>(全) | 肢別解答率 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |            | 1     | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 問1 | A  | 13         | 54    | 21 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 18 | 0  | 0  | 0  | 0  | 54 | 4  | 4  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | B  | 15         | 71    | 4  | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 21 | 0  | 71 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | C  | 2          | 29    | 0  | 29 | 0  | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 46 | 0  | 0  | 0  | 0  | 14 | 0  | 0  |
|    | D  | 9          | 36    | 0  | 0  | 14 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 36 | 43 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | E  | 18         | 79    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 0  | 0  | 18 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 79 | 0  |
| 問2 | A  | 15         | 86    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 7  | 0  | 0  | 0  | 0  | 7  | 0  | 86 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | B  | 16         | 82    | 0  | 18 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 82 | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | C  | 9          | 71    | 0  | 0  | 0  | 14 | 0  | 0  | 0  | 0  | 71 | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 0  | 0  | 0  |
|    | D  | 8          | 50    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 50 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  | 36 |
|    | E  | 6          | 61    | 0  | 0  | 21 | 0  | 18 | 61 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 問3 | A  | 12         | 64    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 11 | 0  | 0  | 64 | 0  | 0  | 0  | 0  | 21 | 0  | 4  |
|    | B  | 4          | 14    | 75 | 0  | 0  | 14 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | C  | 3          | 82    | 0  | 0  | 82 | 0  | 0  | 7  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | D  | 8          | 75    | 0  | 7  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 75 | 0  | 7  | 0  | 0  | 0  | 7  | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  |
|    | E  | 2          | 46    | 0  | 46 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 25 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 18 | 11 |
| 問4 | A  | 10         | 75    | 0  | 21 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 75 | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | B  | 8          | 50    | 0  | 0  | 0  | 39 | 0  | 0  | 0  | 50 | 0  | 0  | 0  | 0  | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | C  | 7          | 68    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 68 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 32 | 0  |
|    | D  | 5          | 39    | 4  | 0  | 0  | 0  | 39 | 0  | 0  | 0  | 43 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 0  | 0  | 0  |
|    | E  | 16         | 50    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 39 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 11 | 0  | 0  | 0  | 50 | 0  | 0  | 0  |
| 問5 | A  | 9          | 32    | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 7  | 7  | 32 | 14 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 11 | 0  | 0  |    |
|    | B  | 6          | 18    | 0  | 0  | 0  | 0  | 18 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 46 | 0  | 0  | 4  | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  |
|    | C  | 15         | 14    | 0  | 0  | 0  | 4  | 7  | 4  | 11 | 0  | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  | 14 | 14 | 14 | 0  | 0  | 0  |
|    | D  | 4          | 39    | 0  | 0  | 0  | 39 | 14 | 0  | 0  | 0  | 0  | 11 | 0  | 0  | 0  | 0  | 7  | 0  | 0  | 7  | 0  |
|    | E  | 10         | 43    | 4  | 4  | 0  | 4  | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 43 | 0  | 0  | 0  | 0  | 4  | 0  | 14 | 0  | 0  |

択一式 肢別解答率表

※ 網掛＝正解肢

| 科目             | 正解 | 正答率<br>(全) | 肢別解答率 |    |    |    |    |    |
|----------------|----|------------|-------|----|----|----|----|----|
|                |    |            | A     | B  | C  | D  | E  |    |
| 労働者災害補償<br>保険法 | 1  | B          | 43    | 14 | 43 | 18 | 11 | 14 |
|                | 2  | E          | 68    | 0  | 0  | 0  | 32 | 68 |
|                | 3  | C          | 46    | 4  | 29 | 46 | 14 | 7  |
|                | 4  | B          | 43    | 7  | 43 | 18 | 0  | 32 |
|                | 5  | C          | 64    | 11 | 11 | 64 | 7  | 7  |
|                | 6  | D          | 50    | 14 | 0  | 29 | 50 | 7  |
|                | 7  | A          | 25    | 25 | 64 | 0  | 11 | 0  |
|                | 8  | D          | 46    | 4  | 21 | 11 | 46 | 18 |
|                | 9  | E          | 11    | 18 | 0  | 18 | 54 | 11 |
|                | 10 | E          | 32    | 39 | 4  | 0  | 25 | 32 |